

議 会 基 本 条 例 素 案	ご 意 見 の 概 要	ご意見に対する市議会の考え方
<p>酒田市議会（以下「議会」という。）は、市民の代表として直接選挙で選ばれた議員で構成され、市民の多様な意見を把握しながら、市民の負託に応える責務を負っている。</p> <p>地方分権一括法が施行され、地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことになり、地方議会が担う役割と責任は飛躍的に拡大してきている。</p> <p>地方分権社会が進展する中で、議会は、真の地方自治の実現に向けて、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との抑制と均衡の関係を保ちながら、地方公共団体の自立に対応できる議会へと自らを改革しなければならない。</p> <p>議会は、これまで取り組んできた議会活性化策を踏まえて、公益学発祥の地にふさわしい、新しい時代のあるべき姿を追求し、その達成に向けた努力を重ねることにより、市民に身近で信頼される議会を目指すものである。</p> <p>ここに、議会の最高規範として、果たすべき役割と責務を明確にするため、酒田市議会基本条例を制定する。</p>	<p>①「市民の多様な意見を把握しながら」を「市民の市政に対する多様な意見や要望を把握しながら」に修正してはいかがでしょうか。</p> <p>その方が丁寧な言い方であり、また、市民の「声」の大部分は、「意見」より「苦情」を含む「要望」が圧倒的に多いのが現況のように思います。</p> <p>②「地方分権一括法」の簡単な説明を、脚注または別の個所に記載してほしい。</p> <p>③「市長その他執行機関（以下「市長等」という。）との抑制と均衡の関係を保ちながら」は、分かりにくいので「～との緊張関係を保ちながら」に修正してはいかがでしょうか。</p> <p>④「新しい時代のあるべき姿を追求し」を「公益を重んずる新しい時代のあるべき姿を追求し」とし、公益のまちづくりへの熱意を標榜してはいかがでしょうか。</p> <p>⑤「議会の最高規範として、果たすべき役割と責務」を「議会の規範として果たすべき役割と責務」に修正してはいかがでしょうか。</p> <p>「最高」と加筆した意味合い、意図が理解できません。誤解を招きそうな用語はカットしてはどうかと考えました。前文の結語であり、慎重な検討を望みます。</p>	<p>①この前文は、基本的な議会の責務を明記したものであり、市政に限らず、広い意味での意見としてとらえております。</p> <p>②地方分権一括法は略称のため、正式名称「地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に修正いたします。さらに条例の説明資料には簡単な説明を記載いたします。</p> <p>③ご指摘の趣旨を踏まえ修正いたします。</p> <p>④ご指摘の趣旨は、「公益学発祥の地にふさわしい」と明記していることから、既に素案に盛り込まれているものととらえております。</p> <p>⑤ご指摘の趣旨を踏まえ修正いたします。</p>
<p>（議会の活動原則）</p> <p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 公平性、公正性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会を念頭においた議会運営に努めること。</p> <p>(2) 議決する責任を認識し、市民への積極的な情報公開と説明責任を果たすこと。</p> <p>(3) 市民の多様な意見を集約し、政策立案及び政策提言の強化に努めること。</p> <p>(4) 市長等の事務の執行について、監視し、及び評価する責任を認識して活動すること。</p>	<p>⑥「市民の多様な意見を集約し」を「市民の多様な意見及び要望を集約し」に修正してはいかがでしょうか。</p> <p>市民の「声」の大部分は、「意見」より「苦情」を含む「要望」が圧倒的に多いのが現況のように思います。</p>	<p>⑥前述①のとおりです。</p>
<p>（議員の活動原則）</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 議会が言論の場及び合議制の機関であることを認識し、議員間討議を尊重すること。</p>	<p>⑦「市民の多様な意見を的確に把握し」を「市民の多様な意見及び要望を的確に把握し」に修正してはいかがでしょうか。</p> <p>市民の「声」の大部分は、「意見」より「苦情」を含む「要望」が圧倒的に多いのが現況のように思います。</p>	<p>⑦前述①のとおりです。</p>

<p>(2) 自らの資質向上に努めるとともに、市民の多様な意見を的確に把握し、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。</p> <p>(3) 個別の事案の解決のみならず、市民全体の福祉の向上に資する活動を行うこと。</p> <p>(4) 議会活動を最優先すること。</p>	<p>⑧「市民全体の福祉の向上に資する」を「市民全体の福祉の向上及び市勢の発展に資する」にしてはいかがでしょうか。</p> <p>決意を表明する意味から、片手落ちにならないよう「市勢の発展」を入れるべきと考えます。</p>	<p>⑧「市民福祉の向上及び市勢の伸展」は第1条の目的で規定していることから、全体にかかっているものととらえており、また、ここでは「個別の事案」に対して「市民全体の福祉」としているものです。</p>
<p>(会派)</p> <p>第4条 議員は、政策の決定及び形成に資するため、理念を共有する議員の集団として会派を結成することができる。</p> <p>2 議会は、議会運営、政策提言等に関し、必要に応じて会派及び会派に属しない議員（以下「会派等」という。）の調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p> <p>3 会派に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>⑨「議長が別に定める」を「議長が定める会派運営規定（仮称）によるものとする」に修正してはいかがでしょうか。</p> <p>関連する条例、規則の名称は、明記すべきと考えます。</p>	<p>⑨法制執務上、この言い方が通例となっております。</p> <p>なお、「別に定める」としているものについては、条例を説明する資料に、条例、規則等の名称を記載いたします。</p>
<p>(委員会)</p> <p>第5条 議会は、行政課題に迅速かつ的確に対応するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の専門性と特性を生かし適切な運営に努めなければならない。</p> <p>2 委員会の会議は、原則公開とする。</p> <p>3 委員会の委員長及び副委員長は、委員会が所管する事項について、常に問題意識を持って運営するように努めるものとする。</p> <p>4 委員会の設置その他必要な事項は、別に条例の定めるところによる。</p>	<p>⑩「委員会の設置その他必要な事項は、別に条例の定めるところによる」を「委員会の設置その他必要な事項は、別に定める〇〇条例第〇条によるものとする」に修正してはいかがでしょうか。</p> <p>関連する条例、規則の名称は、明記すべきと考えます。</p>	<p>⑩前述⑨のとおりです。</p>
<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第6条 議会は、自ら行う政策形成の過程において、次に掲げる市民が参画できる機会の提供に努めるものとする。</p> <p>(1) 議会が発議する条例の制定に当たり、意見公募を積極的に活用すること。</p> <p>(2) 政策提言の充実を図るため、市民との意見交換の場を多様に設けるなど、市民参加を推進すること。</p> <p>(3) 委員会は、議案審査及び政策形成に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度を活用すること。</p>	<p>⑪（市民参加及び市民との連携）を（市民の参画・参加及び市民との連携）に修正し、「市民が参画できる機会の提供」を「市民が参画したり、参加できる機会の提供」に修正してはいかがでしょうか。</p> <p>内容に「参画」と「参加」に類するものが混在しています。市民サイドからみると非常に重要な条項です。両語の意味合いが違うので、よく調査、検討のうえ的確に整理し、修正願います。</p>	<p>⑪ご指摘の趣旨を踏まえ修正いたします。</p>
<p>(議会審議における論点情報の形成)</p> <p>第8条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、施策又は事業（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を形成し、その政策等の水準を高めることに資するため、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。</p> <p>(1) 政策等を必要とする理由</p> <p>(2) 検討した他の政策等の内容</p> <p>(3) 政策等の酒田市総合計画における根拠又は位置付け</p>	<p>⑫（議会審議における論点情報の形成）を（議会審議のための関係資料及び関係情報の提供）に修正し、「議会審議における論点情報を形成し」を「議会審議に要する関係資料及び関係情報の提供を受け」に修正してはいかがでしょうか。</p> <p>「論点情報」という市民に全くなじまない4文字漢字を条文に使用するのはいかがかかものかと思えます。</p>	<p>⑫ご指摘の趣旨を踏まえ修正いたします。</p>

酒田市議会基本条例（案）についての意見の概要と、それに対する市議会の考え方

<p>(4) 政策等に関する法令 (5) 政策等の実施に要する財源措置 (6) 政策等の実施後の効果とコスト計算</p> <p>2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たり、それらの政策等の水準を高める観点から、立案及び執行における論点を明らかにし、執行後における政策等の評価に資する審議に努めるものとする。</p>		
<p>(議員間討議による合意形成)</p> <p>第9条 議会は、議員相互の自由な討議を重視した運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合は、合意形成に向けて議員相互の議論を尽くすよう努めるものとする。</p>	<p>⑬議員同士の自由闊達な討議の場が必要です。党派、会派に関係なく内容のある議論ができるシステムを作ってほしいと思います。</p>	<p>⑬現在も、重要な案件については、全員協議会や勉強会を開催するなどして議論を深めております。さらに本会議や委員会において自由闊達な討議ができる議会運営に努めてまいります。</p>
<p>(政務調査費)</p> <p>第10条 会派等は、市政に関する課題に係る調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務調査費を充てることができる。</p> <p>2 会派等は、前項の趣旨を尊重し、効率的かつ効果的に政務調査費を活用するとともに、これに関する資料を公開し、その使途の透明性を確保しなければならない。</p> <p>3 政務調査費の交付その他必要な事項は、別に条例の定めるところによる。</p>	<p>⑭「政務調査費の交付その他必要な事項は、別に条例の定めるところによる」を「政務調査費の交付その他必要な事項は、別に定める〇〇条例第〇条によるものとする」に修正してはいかがでしょうか。</p> <p>関連する条例、規則の名称は、明記すべきと考えます。</p>	<p>⑭前述⑨のとおりです。</p>
<p>(議員の倫理)</p> <p>第11条 議員は、市民全体の代表者として、高い倫理性を課せられていることを常に自覚し、品位の保持及び識見の養成に努めなければならない。</p> <p>2 議員の倫理の規範については、別に条例の定めるところによる。</p>	<p>⑮「議員の倫理の規範については、別に条例の定めるところによる」を「議員の倫理の規範については、酒田市議会議員政治倫理条例の各条項に定めるところによる」に修正してはいかがでしょうか。</p> <p>関連する条例、規則の名称は、明記すべきと考えます。</p>	<p>⑮前述⑨のとおりです。</p>
<p>(議員定数)</p> <p>第12条 議員の定数は、法令及びこの条例で定める活動の推進と、議会の備えるべき監視機能、調査機能及び政策形成機能の確保の観点から踏まえて、別に条例の定めるところによる。</p>	<p>⑯「議員の定数は、～別に条例の定めるところによる」を「議員の定数は、～別に定める〇〇条例第〇条によるものとする」に修正してはいかがでしょうか。</p> <p>関連する条例、規則の名称は、明記すべきと考えます。</p>	<p>⑯前述⑨のとおりです。</p>
<p>(議員報酬)</p> <p>第13条 議員報酬は、議会の議員としての活動及び調査審議の多様化のほか、市の財政状況、経済情勢、他の自治体の状況等を踏まえて、別に条例の定めるところによる。</p>	<p>⑰「議員報酬は、～別に条例の定めるところによる」を「議員報酬は、～別に定める〇〇条例第〇条によるものとする」に修正してはいかがでしょうか。</p> <p>関連する条例、規則の名称は、明記すべきと考えます。</p>	<p>⑰前述⑨のとおりです。</p>
<p>(議会広報の強化)</p> <p>第17条 議会は、広報紙やホームページ等の充実を図り、市民にわかりやすく、より関心が高まるよう広報活動の強化に努めるものとする。</p>	<p>⑱議会の広報活動とともに議員の活動が市民に見えるように、各自のホームページを必須にしてもらいたい。「普段議員さんが、どこで何をしているのか分からない」という市民の声が多いです。</p> <p>日々の議員活動を市民に公開し、義理や付き合いで選ぶ古い選挙を改革する第一歩にしてほしいと思います。</p>	<p>⑱議員活動を公開するための各自のホームページ開設については、あくまでも議員個人の問題であり、現時点で必須とすることは難しいと考えております。</p>

酒田市議会基本条例（案）についての意見の概要と、それに対する市議会の考え方

	⑱研修の報告は広報に載るが、それがどのような成果につながったのか、過去にさかのぼり検証、報告してほしい。	⑱議会の行政視察は、先進事例を調査研究するため実施しており、その結果は議会・議員活動に活かされています。ご指摘の点については、今後の広報活動のあり方の参考にさせていただきます。
全体的に	⑳議会運営に関わる条項を入れておく必要があると思います。 会議中の過度な不規則発言及びヤジなど、スムーズな会議の進行や運営の妨げとなるような行為の禁止条項は、何らかの形でぜひ入れてもらいたいです。	㉑ご指摘の不規則発言などの議事妨害の禁止については、酒田市議会会議規則に規定されています。